

特別支援学級在籍児童生徒の保護者の皆様へ

令和3年度特別支援教育就学奨励費についてのお知らせ

令和3年5月

稚内市教育委員会 学校教育課

1 特別支援教育就学奨励費とは

特別支援教育就学奨励費とは、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の方に対して、その経済的負担を軽減するため必要な援助を行う制度です。

特別支援教育就学奨励費の認定は、毎年度行いますので、令和2年度援助を受けている方についても、調書を提出する必要があります。

2 申請について

- (1) 申請にあたっては、令和3年6月以降に市税務課で発行できる「令和3年度市民税・道民税所得・課税証明書（令和2年分）」を取得していただく必要がありますので、あらかじめご了承ください（手数料がかかります）。
- (2) 援助を辞退する場合は、必ず「辞退届」を提出いただきます。

3 援助の内容

- (1) 対象世帯の収入額等によって支給区分を決定し、区分に応じて援助を行います。

援助の費目については裏面に掲載していますので、参考にしてください。

支給区分	第1区分：収入額が需要額の1.5倍未満の者
	第2区分：収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の者
	第3区分：収入額が需要額の2.5倍以上の者

- (2) 下表の費目について援助を受ける場合は、領収書とレシート等（購入したものと金額が明記されているもの）が必要です。購入店で発行してもらい、学校へ提出するまでご家庭で保管しておくようお願いします。

※購入したものや個別の金額が不明な領収書は不可となりますのでご注意ください。

◆領収書やレシート等の提出が必要な費目

費目	対象となるもの
学用品・通学用品 購入費	教育課程上通常必要とする学用品（ノート、筆記用具等）のほか次のようなもの (1) 副教材、副読本、練習帳、辞典類、体育用ズック靴等 (2) 実験・実習用の材料、作業衣等 (3) 上記について、パソコンソフト等のIT関連の学用品 通学のため通常必要とする通学用品（通学用靴、雨傘、雨靴、帽子等） <u>※衣服類及び学校指定以外のジャージは対象外となります。</u> <u>※靴は通学用及び上履きとし、通学用は年間2足、上履きは年間1足までとします。</u> <u>※学用品は通常必要とするものとし、個人で必要とするものは対象外とします。</u>
体育実技用具費	小学校：スキー用具（スキー板、スキー靴、ストック、金具） 中学校：柔道着又はスキー用具（スキー板、スキー靴、ストック、金具）
新入学 児童生徒学用品費	通常必要とする新入学にあたっての学用品・通学用品 （ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）

◆援助の費目及び対象区分

費目	援助額（令和3年度の年額）		支弁対象
	小学校	中学校	
学用品・通学用品購入	実費の1/2か 5,820円のい ずれか少ない額	実費の1/2か 11,370円のい ずれか少ない額	第2区分該当者
体育実技用具費 【※1】	実費の1/2か 13,255円のい ずれか少ない額	実費の1/2か 19,015円のい ずれか少ない額	第2区分該当者 小学1～3年生、4～6年生の期 間に各1回 中学1～3年生の期間に1回
校外活動費	実費の1/2か 800のいずれか 少ない額	実費の1/2か 1,155円のい ずれか少ない額	第2区分該当者
新入学児童生徒学用品費	実費の1/2か 25,555円い ずれか少ない額	実費の1/2か 28,990円のい ずれか少ない額	第2区分1年生
通学費	実費 ※第3区分は半額	実費 ※第3区分は半額	第1・2・3区分該当者 (区域外通学を除く)
交流学习交通費	実費 ※第3区分は半額	実費 ※第3区分は半額	第1・2・3区分該当者
職場実習交通費		実費 ※第3区分は半額	第1・2・3区分該当者
給食費	実費の1/2	実費の1/2	第2区分該当者
修学旅行費	実費の1/2か 10,790円のい ずれか少ない額	実費の1/2か 28,860円のい ずれか少ない額	第2区分該当者

※1 体育実技用具費の対象者には、別途詳細をお知らせします。

4 支給方法

就学援助費の支給については、令和3年度から申請書にて指定した口座へ支給いたします。

支給額につきましては、別途お知らせをいたしますので、ご確認ください。

5 支給時期

支給時期は、8月・12月の中旬、3月の下旬を目途に支給いたします。

6 その他

何か不明な点がありましたら、学校または教育委員会学校教育課までお問い合わせください、

〔 稚内市教育委員会学校教育課学校教育グループ
電話 0162-23-6519 (直通) 〕